

議案第 1 0 1 号

大山町準用河川管理条例の制定について

大山町準用河川管理条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

大山町長 竹 口 大 紀

大山町準用河川管理条例

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、準用河川に係る管理について必要な事項を定め、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「準用河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項の規定により、町長が指定したものをいう。

2 前項の準用河川には、護岸、堤防、堰堤、水制、樋管、樋門、水門、堰等準用河川に附属して公共の用に供される工作物を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(行為の禁止)

第3条 何人も、準用河川に関し次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 準用河川を損壊すること。
- (2) 準用河川に建築物を築造すること。
- (3) 準用河川にじん芥、汚物その他これらに類するものを投棄し、又はこれらのものを河川に流入するおそれのある場所に放置すること。
- (4) 工場及び事業場の汚水又は廃液をみだりに準用河川に排出すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、準用河川の保全に支障を来す行為をすること。

(行為の承認)

第4条 河川管理者以外の者が法第20条の規定により河川工事又は河川の維持に係る行為を行おうとする場合には、規則で定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な行為であって準用河川の機能を妨げないものとして規則で定める行為については、この限りでない。

(行為の制限)

第5条 準用河川に関し次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、軽易な行為であって準用河川の機能を妨げないものとして規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 準用河川の流水を占用すること。
- (2) 河川区域内の土地の占用をすること。

- (3) 河川区域内の土石、砂れき、竹木及びその他の生産物を採取すること。
 - (4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
 - (5) 河川区域内の土地における掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、準用河川の方向、幅員、深浅及び道路の構造又は交通に影響を及ぼすおそれのある行為その他管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 町長は、前項の行為が準用河川の管理上支障を及ぼさないと認めるときは、同項の許可を与えることができる。

(許可の手続)

第6条 前条の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所及び内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 町長は、許可に準用河川の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の期間)

第7条 許可の期間は、5年以内とする。ただし、次項で定める更新については、10年以内とすることができる。

- 2 前項の許可は、申請により更新することができる。
- 3 前条の規定は、前項の許可の更新について準用する。

(占用料等の額及び徴収方法)

第8条 準用河川について、第5条の規定による許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料(以下「占用料等」という。)を納付しなければならない。

- 2 流水占用料及び河川産出物採取料の額及び算定方法は別表に定めるとおりとし、その徴収方法は大山町道路占用料徴収条例(平成17年条例第168号。以下「道路占用条例」という。)第4条の規定を準用する。
- 3 土地占用料の額及び徴収方法については、道路占用条例第2条、第4条及び別表の規定を準用する。この場合において、同表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「法」とあるのは、「道路法(昭和27年法律第180号。以下この表において「法」という。)」と、政令第7条第1号に掲げる物件の項中「政令」とあるのは、「道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。)」と読み替えるものとする。

(占用料等の還付)

第9条 占用料等の還付については、道路占用条例第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「法第71条第2項」とあるのは、「河川法第100条第1項において準用する同法第75条第2項」と読み替えるものとする。

(占用料等の減免)

第10条 町長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用者等の申請により占用料等の額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業において、公用又は公共の用に供するため占用するとき。
- (2) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる用途に供するため占用するとき。
- (3) 日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するため占用するとき。
- (4) 当該準用河川の地先から雨水又は汚水を排除するために必要な施設を設置するため占用するとき。
- (5) 恒例による祭典、縁日その他の催しのため一時的に占用するとき。
- (6) 前各号のほか町長が特に必要と認めたとき。

(行為の廃止)

第11条 占用者等が許可の期間満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 占用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めて承認した場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、条件を変更し、若しくは行為を中止し、工作物の改築、移転若しくは除却又はその工作物により生ずべき損害を予防するために必要な施設の設置その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 工事又は工作物が準用河川の管理に支障がある場合
- (2) 町が準用河川工事を施行する場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している場合
- (4) この条例の規定による許可に付した条件に違反している場合

(5) 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合

(原状回復等)

第14条 占有者等は、許可の期間が満了した場合、許可を受けた行為を廃止した場合又は許可を取り消された場合は、直ちに準用河川を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復する必要があると認める場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による原状の回復又はその必要がある場合に対する措置について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

1 流水占用料

区分		占用料	
		単位	単価
発電のための流水占有	揚水式発電所 以外の発電所	1発電所に つき1年	次の算式により算定して得た額 $\{1,976\text{円} \times \text{常時理論水力} + 436\text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times 1.10$
	揚水式発電所	1発電所に つき1年	次の算式により算定して得た額 $[\{1,976\text{円} \times \text{常時理論水力} + 436\text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力}) \} \times 0.167] \times 1.10$
工業又は鉱業のための流水占有		毎秒1lにつき 1年	6,160円
備考			
1 「常時理論水力」及び「最大理論水力」の単位は、キロワットとするものとする。			
2 占有の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該占有開始の属する月から占有終了の日の属する月まで月割計算とする。			
3 流水占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。			

2 河川産出物採取料

区分	採取料	
	単位	単価
土砂	1m ³ につき	150円
砂利(かき込み砂利を含む。)		154円
栗石		154円
転石	1個につき	110円に長径が50cmを超える20cmまでごとに110円を加算した額
竹木等(埋もれ木を含む。)	その都度町長が定める額	
備考		
1 栗石および転石とは、次に掲げるものをいうものとする。 (1) 栗石 長径が8cm以上30cm未満のもの (2) 転石 長径が30cm以上のもの		
2 採取量が1m ³ 未満であるとき、又はこれらの量に1m ³ 未満の端数があるときは、これを1m ³ として計算するものとする。		